

『H30年度税制改正大綱(6) 所得拡大促進策を拡充』

今回の税制改正では、**企業に持続的な賃上げを促すための所得拡大税制が拡充されることとなった**。中小企業者等(農業協同組合等を含む)においては、青色申告書を提出する事業者が国内雇用者に対し給与等を支給する場合に、前期と比較した平均給与等支給額の増加率が1.5%以上であれば給与等支給増加額(総額)の15%の税額控除が可能となる。さらに、以下の要件を満たせば10%が上乘せされることとなった(控除税額の上限は当期の法人税額の20%)。1)平均給与等支給額の増加率が2.5%以上である2)教育訓練費が前期比で10%以上増加している、又はその事業年度終了の日までに強化法の経営力向上計画の認定を受け、計画に従って経営力向上が確実に行われたと証明された。

なお、平均給与等支給額の算出において基礎となる継続雇用者の範囲が「当期及び前期の全期間の各月において給与等の支給がある雇用者で一定のもの」に見直され、該当する雇用者がいなければ適用されない。当然、設立事業年度は対象外となる。

また中小企業者等においては、税額控除後の法人税額を基礎として法人住民税を計算できる。一連の措置はいずれも、本年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する事業年度において適用される。



『確定申告で留意すべき事項 HPで注意促す—国税庁』

国税庁はホームページに「平成29年分の確定申告においてご留意いただきたい事項」と題する文書を掲載、注意を促した。具体的には(1)医療費控除が変わります(2)医療費控除とセルフメディケーション税制の減税額試算(3)マイナンバーの記載等をお忘れなく(4)忘れていませんか、その所得申告漏れにご注意を(5)確定申告は、自宅から“インターネット”が便利です(6)申告相談会場に関するご案内、確定申告の受付期間、納期限等。

医療費控除については、これまで医療費の領収書の提出・提示が必要だったが、医療費控除の明細書を提出することにより不要となった。この場合には領収書を自宅で5年間保存する必要がある。また、特定の医薬品を1万2,000円以上購入した場合の医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制が創設された。ただし、通常の医療費控除と同税制は、どちらか一方しか適用できない。HPにどちらが有利か確認できるコーナーを設けた。ネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得、仮想通貨の売却等による所得、馬券の払戻金等による所得も、原則として確定申告の必要がある。ふるさと納税のワンストップ特例を申請された方の申告漏れも多いなど。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com